

各地の便り

紹介され、2007年7月に石橋医師の診察を受け、やはり裏づけ検査を経て外傷性脳損傷と診断されたので、渋谷労基署に労災再発申請したもの、画像のみで判断する脳外科の局医などの判断で不支給とされた。審査・再審査とも棄却されたので、提訴に至った。

友の会では田村さんと舞草さんを含め7人が、労災障害等級・再発申請等について国を相手に裁判を行っている。国側が画像偏重で、被災者の器質的な異常

による複雑多彩な症状・生活困窮を切り捨てているのに対して、石橋医師による綿密な診断を認めてもらい、被災者の生活実態を訴え、救済を勝ち取る必要がある。

友の会は、政治への働きかけや、このような裁判を通じ、WHOの基準よりも通達された(2003年)精神・神経系統の障害等級認定基準の改正もSHCめざしている。

(軽度外傷性脳損傷友の会事務局長 斎藤洋太郎)

場もほぼ同じだった。

二人は同じ病院で肺がんの治療を受けたのだが、同時期に肺がんを発症したことに疑問を抱いた主治医が、石綿との関連を疑い労災申請を薦めたのだった。そこで、2008年3月、悦郎さんとお兄さんご遺族は、神戸西労基署に労災申請を行った。

ところが、神戸西労基署は2009年8月、弟さんの悦郎さんは不支給、お兄さんについては認定という違った決定を行った。

石綿による肺がんの認定基準は、①第1型以上の石綿肺、②胸膜pla+石綿曝露作業10年以上、③石綿小体又は石綿纖維+石綿曝露作業10年以上、となっている。厚生労働省の事務通達では、「作業内容、曝露形態、石綿の種類…等を勘案し、総合的に判断する」としているが、実際には石綿小体が5,000本/g以下の場合はほぼ不支給とされている(他方で401本や334本で労災と認定された事例もある)。今回のお二人の事案に

兄弟の肺がんに異なる判断 兵庫●不支給処分取り消し求め提訴

同じ建築現場で働き同時期に肺がんを発症された藤田さんのご兄弟。石綿肺がんとして神戸西労働基準監督署に労災申請を行ったのだが、兄は認定、弟は不支給という結果だった。不支給の理由は、石綿小体・石綿纖維の数が認定基準に達していないということである。

そのため、不支給処分の取り消しを求め、7月8日に神戸地裁へ提訴した。石綿纖維数の評価をめぐっては、全国で初めてのケースである。

原告の夫・悦郎さんは、約36年にわたり型枠大工として、ビル・マンション・大型店舗等の建築作業に従事し、2008年3月に肺がんで亡くなられた。悦郎さんのお兄

さんも、約40年にわたり型枠大工として建築作業に従事し、2007年10月に肺がんで亡くなられた。二人は、長男が社長である藤田組の従業員として働き、作業現



1μmを超える石綿繊維

弟・悦郎さん			兄		
石綿の種類	繊維数	割合	石綿の種類	繊維数	割合
クロシドライト	57万本	41.6%	クロシドライト	232万本	48.8%
アモサイト	3万本	2.1%	アモサイト	12万本	2.5%
クリソタイル	57万本	41.6%	クリソタイル	174万本	36.6%
トレモライト	20万本	14.5%	トレモライト	58万本	12.2%
合計	137万本		合計	475万本	

5μmを超える石綿繊維

弟・悦郎さん			兄		
石綿の種類	繊維数	割合	石綿の種類	繊維数	割合
クロシドライト	17万本	68.0%	クロシドライト	70万本	50.3%
アモサイト	-	-	アモサイト	12万本	8.6%
クリソタイル	3万本	12.0%	クリソタイル	23万本	16.5%
トレモライト	5万本	20.0%	トレモライト	35万本	25.1%
合計	25万本		合計	140万本	

について、神戸西労基署は石綿繊維の数を問題にしたのである。

認定基準によると、「5μm以上の石綿繊維が200万本以上。1μm以上の石綿繊維が500万本以上認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年未満であっても業務上として取り扱う」とされている。本来は石綿曝露期間が10年未満の方を救済するために設けられた本数基準なのだが、10年曝露が明らかな被災者にもこの本数が用いられているため、肺がんの救済が進まない原因となっている。

石綿小体の本数については、お兄さんが410本で、弟の悦郎さんは918本だった。そのため、さらに精査のため石綿繊維の計測が行われた。その結果は、上の表のとおりである。お兄さんの場合、1μmを超える繊維の数が概ね500万本認められるとして、

労災認定された。

お二人の石綿の種類を比べると、計測された石綿の種類とその割合はほぼ同じであることが

わかる。このことからも、二人が同じ作業現場で同じ作業に従事し、同じ作業環境の下で同じように石綿に曝露したことは明らかである。

しかし、神戸西労基署は、石綿繊維の本数のみもって、悦郎さんの労災申請を不支給とした。

今回の提訴は、石綿肺がんの認定基準における石綿繊維数の評価を争う裁判となる。現在、神戸地裁においては、丸本裁判（ブラークの有無）、英裁判（石綿小体の本数）、北村裁判（石綿小体の本数）の3件の石綿肺がん裁判が行われており、藤田さんは4件目。今後、同一期日で4つの裁判が進行することとなる。

石綿肺がんの救済に向けて、ぜひご支援をお願いしたい。



（ひょうご労働安全衛生センター）

新たに2名の被害住民も判明 神奈川●旧朝日石綿住民被害者の会

7月2日、横浜市鶴見区において、旧朝日石綿住民被害者の会の第5回総会が開催された。

2011年度の活動方針には、中断されていた(株)エーアンドエーマテリアル社との補償交渉の再開が盛り込まれた。これは、昨年度に横浜市が行った健康リスク調査で新たに、同社工場から300~600m内の住民2人が胸膜ブラーク所見者がいることから、同社は補償の対象範囲を拡大するべきである。

たからだ。これまで同社は、故高橋忠誠さん（中皮腫で死亡）の補償交渉において、工場から500~600m離れていた高橋さんの居住地や勤務地に胸膜ブラーク所見者がいないことを理由に、補償の対象外としてきた。現時点で、その範囲内に2人も胸膜ブラーク所見者がいることから、同社は補償の対象範囲を拡大するべきである。